

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

- 1 入札参加停止業者
株式会社沢田電気工事
長浜市西浅井町余 9 3 5 番地 2
- 2 入札参加停止の期間
令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 1 2 月 1 日まで（3 か月）
- 3 入札参加停止の理由
長浜市入札参加停止基準要綱第 3 条・別表第 1 第 5 号（2）に該当
（契約違反）

令和 7 年 8 月 2 0 日に開札した「浅井図書館高圧引込設備改修工事」について、同者が落札者となったが、契約を締結しなかったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第 1

措置要件	期間（か月）
（契約違反）	
5 市発注の工事等の契約の履行に当たり、第 3 号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
（1） 正当な理由なく契約を履行しないとき。	6
<u>（2） 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。</u>	<u>3</u>
（3） 2 か月以上の履行遅滞があったとき。	3
（4） 1 か月以上 2 か月未満の履行遅滞があったとき。	2
（5） 1 か月未満の履行遅滞があったとき。	1
（6） 公害防止及び危険防止策が不良のとき又は工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	1